

平成28年度第1回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成28年6月17日（金）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	挨拶	3
3	委員及び事務局の紹介	3
4	会長・副会長選出	5
5	議事	7
	(1) 景観法等に基づく平成27年度の届出状況について (報告)	
	(2) 札幌市都市景観条例の改正について	
	(3) ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針 (案) について (報告)	
6	閉会	40

平成28年度第1回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成28年6月17日（金）13時30分～16時00分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ12名（巻末参照）
札幌市：まちづくり政策局都市計画担当局長
まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課都市景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
 - （1）景観法等に基づく平成27年度の届出状況について（報告）
 - （2）札幌市都市景観条例の改正について
 - （3）ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針（案）について（報告）

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻となりました。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員15名中11名の方がおそろいでございます。

札幌市都市景観条例施行規則第25条第3項より、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成28年度第1回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入るまで、進行役をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（地域計画課長） それでは、委員改選後の第1回目となる審議会の開催に当たりまして、まちづくり政策局都市計画担当局長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○都市計画担当局長 まちづくり政策局都市計画担当局長の佐藤でございます。

委員改選後、最初の審議会でございますので、一言、ご挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様におきましては、このたび、委員就任をお引き受けいただき、また、何かとお忙しい中をご出席いただき、心よりお礼を申し上げます。

さて、前期の景観審議会におきましては、主に札幌市都市景観基本計画、札幌市景観計画の見直しについてご審議いただきました。その結果、昨年度末に二つの計画を一つにまとめた新たな景観計画を修正案として内容を確定させることができたところでございます。この中で、北の自然、都市、人が輝き織りなす美しい札幌の景観をつくり上げることを理念として掲げております。この理念のもと、新たな計画に基づいた施策を確実に展開し、今後へつなげていくため、今期の景観審議会では、皆様からのご意見を賜りながら、都市景観条例の改正に向けた検討を進めていくことが最重要課題であると考えております。

また、新たな計画におきましては、地域ごとの景観まちづくりや市民等との協働による普及啓発の取り組みなど、市民との協働による施策展開が今まで以上に重要になると考えております。その点からも、景観審議会におきましても、市民の視点からの意見が必要と考えられるため、今期より新たに公募した市民の方を委員として委嘱させていただいたところでございます。

今期は、このような新たな体制のもと、景観条例の改正とともに、新たな計画の策定を行い、その計画に基づく施策を確実に推進していく重要な2年になると考えておりますので、皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 委員及び事務局の紹介

○事務局（地域計画課長） 次に、委員の皆様をご紹介します。

なお、皆様のお手元には委嘱状を置かせていただいております。

本来であれば、お1人ずつお渡しすべきところではありますが、どうかご容赦いただきますよう、お願いいたします。

なお、西山委員につきましては、10分ほど遅参する旨の連絡をいただいております。また、梅木あゆみ委員、小澤丈夫委員、廣川雄一委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

では、委員の皆様をご紹介しますので、ご起立、ご一礼をいただければと思います。

まず、岡本浩一委員です。

片山めぐみ委員です。

斉藤浩二委員です。

奈良顕子委員です。

濱田暁生委員です。

早川陽子委員です。

八木由起子委員です。

渡部純子委員です。

石井芳子委員です。

田中富美子委員です。

沼田実委員です。

続きまして、当審議会の事務局を担当いたします札幌市まちづくり政策局都市計画部の関係職員から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の八柳です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（都市景観係長） 都市計画係長の山田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山本です。よろしくお願ひします。

○事務局（地域計画課長） 以下、担当職員が出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には配付資料1「会議次第」、配付資料2「座席表」、配付資料3「札幌市都市景観審議会委員名簿」、配付資料4「札幌市都市景観条例」「札幌市都市景観条例施行規則」、説明資料1として、「景観法などに基づく平成27年度の届出状況について」、資料2「条例改正検討スケジュール」、説明資料3「札幌市都市景観条例の改正の方向性」、A4判横のものとなります。説明資料4「札幌市都市景観条例の改正について」、A3判横のものとなります。説明資料5「ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針（案）」、説明資料6「第6回、第7回ニュースレター」となります。

以上でございますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

4. 会長・副会長選出

○事務局（地域計画課長） それでは次に、会議次第4に移ります。

今回、委員の改選により、新たに会長、副会長を選出する必要がございます。

選出方法は、資料としてお配りしております札幌市都市景観条例施行規則第24条第1項により、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定めるということになってございます。

候補者の立て方としましては、立候補あるいは推薦がございますけれども、皆さん、ご意見はございますでしょうか。

○片山委員 推薦をさせていただきたいと思います。

この事業はまだ道半ばですので、今まで牽引されてきた濱田委員にぜひ会長をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 今、濱田委員を推薦するご意見がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） 異議なしということで、賛成をいただきましたので、当審議会の会長に濱田委員を選出することといたします。

西山委員が来られました。

会長、副会長の選出の途中ですが、ご紹介させていただきたいと思います。

西山徳明委員です。

続きまして、副会長の選出になります。

こちら、候補者の立て方としましては、立候補あるいは推薦がございますが、皆様、ご意見はございませんでしょうか。

○濱田会長 もし皆さんから特段ないようであれば、私としては西山委員にぜひ副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（地域計画課長） 西山委員を副会長に推薦するご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） それでは、賛成いただきましたので、当審議会の副会長に西山委員を選出することといたします。ありがとうございました。

それでは、この後、議事に入りますが、議事に入りました以降は、場内の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。また、本日の審議会について、個人に関する情報など、非公開情報を除き会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、公表いたしますので、ご了承ください。

それでは、濱田会長におかれましては、中央の席に移動をお願いいたしまして、改めて

ご挨拶を頂戴したいと存じます。また、これ以降の進行につきましては、濱田会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○濱田会長 改めまして、濱田でございます。

今回、委員長の役目を仰せつかりました。

私自身は、景観計画の見直しが終わった時点で一旦委員としての役目は終えたと思っていたのですが、留任ということになりました。さらに、今回、ご推薦いただき、皆さんから引き続き委員長として役目を果たすようにということでございますので、精いっぱい努めさせて頂きたいと思っております。

西山副会長は、国のほうの委員もされていますし、これまでの審議会でも非常に心強い発言をたくさんいただきました。それから、土地利用と景観を生かしていく両方の視点でご指導いただける立場ということで、ぜひ副会長にということで推薦させていただきました。

西山副会長、改めてよろしくお願いいたします。

私自身、会長という重責を担わせていただきながらも、ちょっと荷が重かったのですが、たまたま私は、専門の立場から、全道各地の景観施策等に関わっておりまして、道の景観条例の制定にも関わった経験があったものですから、札幌市民としてもきちんと役目を果たすべきだと思い、引き受けさせていただきました。

景観計画の見直しに関しましては、先ほど局長からお話がありましたように、非常に重い課題をしょっていただきながら、これまで複雑だった施策体系を単純化するということや、これからより市民とともにやっていくという方針を受けて、しっかりと事務局でやっていただきましたので、私たちとしても委員一同、一緒になってやってきた成果だと思っております。これから、条例という本当に景観計画を着実に進めていくための法的な体系の部分もしっかりやっていく必要がございますので、改めまして、多くの方々に多様な立場からのご意見をいただきながら、札幌らしい条例をきちんとつくって、計画に基づいて取り組みが実現していき、札幌はいい景観になってきたな、いいまちになってきたなということが実感できれば、とてもうれしいと思っております。

そういうわけで、皆さんと一緒にしっかりと審議をしながら、いい条例、有効な条例にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、私のご挨拶の中で西山先生への期待の部分を申し上げてしまいましたが、先生からも副会長としてのご挨拶をいただければと思います。

○西山副会長 遅れてしまい申しわけありません。東京から飛んできて、空港にとめた車で、ここに間に合う予定を組んでいたのですが、飛行機が遅れたこともあり、市役所に着いたら今度は駐車場がものすごくいっぱいということで、遠くの駐車場に駐めているうちに遅れてしまいました。大変失礼いたしました。

今、濱田会長からご推薦いただき、副会長ということですが、私は6年前に札幌に来

た人間で、その前は西の福岡、九州におりました。ここにおられるお集まりなられている皆様が本当に札幌市の土地の隅々まで熟知しておられる中で、いまだに私だけが非常に浅薄な知識しかなく、特に札幌という土地について全くまだ不勉強なところが多いため、どちらかと言えば、法制度、条例や札幌市の景観行政の仕組みをいち早く何とか理解して、本審議会は何かと専門的な内容が多いものですから、ややもすると専門家にしかわからない議論にこの場がなるということを極力避けるための通訳を自分の役目と思って努めさせていただきたいと思います。私がまたわからない言葉を使ってしまったらぜひ厳しく、それはどういう意味だということをお聞かせください。そのような形で、みんなで議論をしていける場を会長ともどもつくれたらいいかなと思っています。

どうかよろしくお願ひいたします。

○濱田会長 よろしくお願ひします。

5. 議 事

○濱田会長 では、議事に移ります。

公募委員の方々は、かなり緊張されているかもしれませんが、今、西山副会長がおっしゃったように、本当にそれぞれのお立場から意見をいただく場としてこれまでもやってきましたので、少しリラックスしながら聞いていただいて、わからないところがあったら、わかりませんと逆に言えば、これまでの議論で市民委員の立場から、そのようなことでは伝わってきませんよ、わからない私たちがおかしいということではなくそれは伝え方がおかしいのですよと、はっきりおっしゃって結構ですということできっと議論をしてきております。ぜひそういう視点で、それぞれのお立場の身の回りの方々、おじいちゃん、おばあちゃん、子どもたちにこれをどう受けとめてもらえるかといった視点も入れながら厳しく鋭い意見をやんわりといただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明させていただきます。

事務局にも常々申し上げているのですが、行政の中への説明ではなく、幅広い立場の方々の説明でございます。そこを意識して、ぜひよろしくお願ひします。

○事務局（都市景観係長） 気をつけたいと思いますので、よろしくお願ひします。

都市景観係長の山田でございます。

私から、議事1、景観法等に基づく平成27年度の届出状況についてご報告させていただきたいと思います。説明資料1をご覧ください。

説明資料1の1ページ目ですが、札幌市では、景観法に基づく景観計画区域を市域全域としております。また、このほかに都心の4地区を景観計画重点区域としているところがございます。これらの区域で下に書いてございますが、届出の対象規模、行為に該当する場合は、工事着手の30日前までに届出が必要となっております。下の景観計画区域市域全域と書いているところで、その届出対象規模ですが、延べ床面積が1万平米を超える建築物や、高度地区の区分に応じて高さが高い建物、または右側に移りまして、工作物では

高さが31メートルを超えるものなどを対象としまして、届出対象行為としては、新築、増築、大規模な修繕、外観の過半にわたる色彩の変更などについて届出を出していただいております。

また、資料の下に景観計画重点区域と書いてございます。こちらにつきましては、一番下の届出対象規模については、面積、高さなどの規模に関わらず対象とさせていただいております。その対象行為としては、建築物、工作物の新築、増改築、大規模な修繕、外観の過半にわたる色彩の変更などについて届出を出していただいております。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、上に2、下に3とページを振っておりますが、この資料をご覧ください。

ページの左上に平成27年度届出件数と書いた表がございます。景観計画区域では、建築物が87件、工作物が13件の計100件の届出がございました。また、それに加えて、それらの変更の届出ということで、41件がございました。都心の景観計画重点区域につきましては、建築物が4件、工作物が18件、建築物等の除却が2件、広告物の掲出が3件と計27件の届出がございました。こちらもそれに加えて、それらの変更ということで6件の変更届出がなされております。平成27年度は、変更を除きまして、計127件の届出がございました。

その下に、届出件数の推移のグラフを載せておりますが、近年、届出件数の総数に大幅な変動は見られておりません。また、平成27年度については、勧告や変更命令といった法に基づくものを行った事例はございませんでした。

続きまして、資料の下側の平成27年度届出件数（内訳）についてご説明いたします。

件数が多かったものについて、抜粋して傾向をご報告いたします。まず、建築物については、景観計画区域において共同住宅の新築が36件と約半数弱を占めておりました。次いで多かったのが、共同住宅の塗装改修工事で8件となっております。また、大学、学校等の増築が多くなっていますが、これは敷地全部で延べ面積の合計が1万平米を超えるということで、そのために届出対象となったものも含まれており、小規模な施設も含まれるものとなっております。

続いて工作物につきましては、景観計画区域では、橋梁、高架道路、高架鉄道が8件と多くなっていますが、これらは全て橋梁の維持補修工事でございました。また、景観計画重点区域では、RC柱、鉄柱、木柱等が17件と多くなっておりますが、こちらは全て携帯電話の基地局、アンテナの設置でございました。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、4ページと書いた資料になります。届出協議事例ということで、昨年度に届出がなされたもののうち、二つほど抜粋してご紹介したいと思います。

まず、左側の①円山動物園（仮称）ホッキョクグマ・アザラシ館でございます。協議事項としましては、基調色を決定した理由や周囲からの見え方などについて協議を行ってまいりました。

資料右側の②ですが、（仮称）札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業でございます。こちらは、米印にあるとおり、都市計画決定手続が行われたものでありまして、それ以前より協議を実施していたものになります。協議事項としましては、都市計画決定手続の前は、景観計画等を踏まえて遠景、中景、近景や広告、看板等の考え方などについて協議を行っておりました。その後、事前協議、届出をなされる際には、都市計画決定手続時に整理をした考え方等をもとに、建築計画等について詳細を協議したものでございます。

②番の札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区につきましては、後ほどご説明いたします景観プレ・アドバイスの対象要件に該当するものとなっております。新しい景観計画、改正された条例の施行後には、このような開発が計画されるようになった場合には、景観プレ・アドバイスの対象となる予定でございます。

以上、平成 27 年度の届出状況について、ご報告いたしました。よろしくお願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

という事務局からの説明でございました。いかがでしょうか。質問など。沼田委員。

○沼田委員 沼田です。

届出対象規模の件数ですが、平成 20 年から 27 年の推移というのは新築物件等に関わるものだと思うのですが、この地域の新築以外の絶対数はどのぐらいで、それがどのように変化しているのかを知りたいのですが。

○事務局（都市景観係長） こちらの 127 件は、増築、色彩変更、改修も含めた件数になっております。

過年度の内訳はこちらに資料としてご用意していませんが、平成 27 年度届出件数の内訳と書いた下の表にございますとおり、平成 27 年度については、共同住宅の新築が多く、同じく共同住宅の色彩変更が次いで多かったということと、大学、学校の関係の増築等が多かったという傾向でございます。

○沼田委員 そういうことを言っているのではなくて、ここの地域にある絶対数を知って、札幌市の推移といいますか、これから改築などをしていく、恐らく何年後かに改築しなければならないというものがでてくると思うのです。その分母がわからないので、どの程度のものが既存で対象となり得るのか。例えば、あるお宅の建築物の劣化がひどくて 2 次修繕、そのときに対象になるものがこのように上がってくると思うのです。今後、維持管理をする上でどのように推移していくかを予見するといいますか、そのために絶対数の分母を知りたいのです。

○事務局（都市景観係長） 失礼しました。

○濱田会長 届出対象になっているものとそれ以外のものですね。届出の中で、協議によって変更されていくものと、その影響力みたいなことでいったときに、その比率があるとよりわかりやすいという意味だと理解します。

○沼田委員 そのとおりです。

○濱田会長 もう一方は、届出対象は一定の規模以上ですので、沼田委員のおっしゃったことと言うと、それ以外のものも景観の形成要素でございまして、それをどう考えていくかというのがありますので、あわせて説明してください。

○事務局（都市景観係長） 札幌市内に届出対象の規模となっている建築物がどのぐらいあるかということは、データとしては持っておりますが、今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○濱田会長 というお答えでよろしいですか。

○沼田委員 承知いたしました。

○濱田会長 今後の我々の議論の中でも届出によって、指導、協議で改善されていく部分とどんな関係かということの一つの目安になると思いますので、よろしくお願いします。

○岡本委員 教えてほしいです。札幌市役所が所有もしくは公共施設として位置づけられているものについては、この対象に理屈としては該当するけれども、市の持ち物なので、見本になるようにつくるというように整理されています。市の公共建築物等でこの枠に当てはまるものは何件あったのかを知りたいです。

○事務局（都市景観係長） 昨年度に札幌市で行った件数も、今、この場に資料として持ち合わせておりませんので、申しわけありませんが、こちらについても後ほど改めてご説明させていただきたいと思います。

○濱田会長 では、対応をよろしくお願いします。

○西山副会長 公共事業も届出対象でしたか。

○事務局（都市景観係長） 通知を行うことになっておりまして、このデータ上は一緒にしてカウントしております。

○西山副会長 厳密には届出の対象ではないということですね。

○事務局（都市景観係長） 届出の対象ではないです。

○西山副会長 けれども、ここには入っているということですね。

○事務局（都市景観係長） そうです。

○西山副会長 わかりました。

○濱田会長 役所のものだから特別扱いをしないという意味では、きちんと含まれているということです。

ほかはいかがでしょうか。

これまでの計画の見直しの議論の中でも、従来は、どちらかという問題が起こりそうなものをそうならないようにという指導が多かったのですが、これからは目標に向かって誘導していく、より質を高めるための制度でありたいという市の意向もございまして、そういう内容を加味した内容になっています。つまり、マイナス要素を何とかするというのではなく、よりよくしていくというプラスの方向で市民なり事業者の方と一緒に努力していくという精神で計画の見直しもされております。今後、届出の効果が上がっていけばよ

り望ましいと思いながらお話を聞いておりました。

本件は、報告ではございますが、説明に対して質問をいただきました。皆さんにご判断を仰ぐという内容ではございませんので、このような報告内容であるということはよろしいでしょうか。今、沼田委員と岡本委員からありました点は、今後補足していただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、議事（２）札幌市都市景観条例の改正についてです。

私たちの大きな役目だと思っておりますので、それに対する札幌市の現時点での考え方を事務局より引き続きご説明願います。

○事務局（都市景観係長） それでは、続きまして、議事（２）札幌市都市景観条例の改正についてご説明いたします。

説明資料２の条例改正検討スケジュールをご覧ください。

今年度の景観審議会のスケジュールのご説明も兼ねさせていただきたいと思っております。

まず、一番左側の第１回、本日ですが、条例改正の方向性についてご審議いただきたいと考えております。その後、下に行きまして、札幌市内部の検討、調整と書いてございますが、主に法制を担当しております部局と調整しながら条例の素案をつくっていきたいと考えております。その条例の素案につきましては、８月ごろを予定しておりますが、第２回の審議会でご審議いただきたいと考えてございます。その条例の素案をご審議いただいた上で、パブリックコメントにより市民の方々にご意見をお聞きしたいと考えております。それを踏まえまして条例の案を作成し、１０月ごろに予定しております第３回の審議会でご審議いただきたいと考えております。

その後、札幌市議会の議決を経まして、条例の公布、景観計画の策定をするのですが、それにつきまして、１２月ごろを予定している第４回審議会におきましてご報告をさせていただきたいと考えております。その後、条例と計画を周知いたしまして、３月ごろを予定しておりますが、第５回審議会にて条例及び景観計画の施行についてご報告させていただきまして、改正条例、新たな景観計画を施行したいと考えてございます。

また、平成２９年度以降は、新たなものに基づきまして、新たな取り組みを展開していきたいと考えております。

なお、この資料は、条例改正に係る議題の予定を記載しているものになりますが、その他の案件についても必要に応じてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、説明資料３をご覧ください。

札幌市都市景観条例の改正の方向性について、名称及び目次をお示しした資料となっております。

まずは名称ですが、都市という言葉をとりまして、札幌市景観条例という名称に変更したいと考えております。

次に目次ですが、右側に改正の方向性がございますが、まずは、新たな計画の趣旨や思

いなどを前文に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

次に、新たな計画により、条例に位置付けるとしております第4章の景観プレ・アドバイス、第5章第4節の活用促進景観資源、第6章の地域ごとの景観まちづくりの推進を追加したいと考えてございます。

以上が名称や目次など大きく構成に関わる部分の方向性でございます。

続きまして、説明資料4をご覧ください。

こちらで具体的な内容についてご説明いたします。

札幌市景観計画（修正案）を支えるためと記載しております。札幌市では、先ほどから話題に上っていますが、昨年度、当審議会においてご審議をいただきながら、新たな計画の案を確定させたところでございます。新たな計画では、これまでの受動的、保守的な施策から能動的、創造的に魅力、活力を向上させるため、さまざまな施策を整理いたしました。

この条例改正は、新たな計画の趣旨を踏まえまして、これら位置付けました施策をより有効に進めるため、札幌市都市景観条例、札幌市都市景観条例施行規則及び札幌市都市景観の推進に関する取扱要綱等の改正を行うものです。

以降、内容についてご説明いたしますが、これらは、その内容に応じて条例、規則、要項等に記載していくこととなります。また、先ほど少しご説明いたしましたが、我々札幌市内部の法制担当部局との調整の中で、法令の制度上、条例等に記載できないものも出てくる可能性がありますことをご了承ください。

それでは、改正のポイント、方向性についてご説明いたします。

①旧基本計画と旧景観計画を統合し、新たな景観計画を策定することによる修正。②届出対象の見直し。③専門家の関与による協議制度（仮称）景観プレ・アドバイス制度の追加。④市民等に広く周知することに主眼を置いて、ゆるやかに景観資源を位置付ける制度（仮称）活用促進景観資源の追加。⑤地域ごとの景観まちづくりを支える制度（仮称）景観まちづくり指針等の追加。⑥その他、主要な文言整理が改正のポイント、方向性と考えております。

以降、具体的な内容についてご説明いたします。それでは、まず、I、届出協議に関わる条例改正でございます。現状について、先ほどもご説明いたしましたが、大規模な建築物の新築などの際に、工事着手30日前までの届出等を行っていただいております。新たな計画では、このような届出協議の取り組みにつきまして、資料の中ほどにございますが、取り組みの基本的考え方を整理した上で、②届出対象の見直しや③景観プレ・アドバイスについて位置づけております。

これら計画に位置づけました取り組みをより有効に推進していくための条例等の改正について、以下、ご説明いたします。

資料の1ページの下側ですが、②届出対象の見直しでございます。

これまでの届出協議の現状と課題を踏まえ、景観への影響を適切に配慮した届出対象と

するため、届出対象を条例等で追加することとしております。1ページの右側上部の表にお示しさせていただいているもののうち、赤で記載しているものを条例等に位置付けたいと考えているところでございます。

また、ページの右側下部に示してございますが、変更命令が可能となる特定届出対象行為というものがございますが、それについても景観への影響を考慮し、対象を再整理することとしております。その下に一部抜粋してございますが、例えば二つ目で、高度利用地区の区域内における建築物の建築等とか、四つ目の都市再生特別地区の区域内における建築物の建築等などについて条例等に位置付けたいと考えております。

続きまして、次の2ページ目をご覧ください。

引き続き、I、届出協議に関わる条例改正でございます。

③（仮称）景観プレ・アドバイス制度についてでございます。景観形成上、重要な建築物等に対してより良好なものとなるよう、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う景観プレ・アドバイスという制度を条例等で位置付けたいと考えております。

具体的には、1、協議対象となる建築等の行為として、建築物で言いますと、例えば全市ではa当該建築物の新築に当たり、制限の緩和を伴う都市計画の決定または変更が必要となるもの、b景観重要建造物、札幌景観資産の敷地に近接するものなどを対象としたいと考えております。このうち、aにつきましては、先ほど届出件数のご報告の中で、創世1.1.1区北1西1地区ということでご説明いたしましたが、こういったものについて、今後、対象にしていきたいというものです。

また、bにつきましては、この後にご説明させていただきますが、景観資源として指定させていただいている建物等の敷地に近接するものについて対象にしていきたいというものです。

また、工作物につきましては、例えばfの橋長100メートルを超える橋梁の新設、架けかえなどについて対象としていく旨を規定したいということでございます。

次に、2、景観プレ・アドバイスの体制でございますが、都市景観審議会のもとに景観プレ・アドバイス部会を設置する旨を規定したいと考えております。

続いて、3、景観プレ・アドバイスの協議方法や助言等についてです。

一つ目、事業者等は計画案を部会に提示するという、二つ目、部会はより良好なものに向けて助言等を行うということ、三つ目、事業者等は部会からの助言を尊重するというを規定したいと考えてございます。また、五つ目に書いてございますが、市は助言等の概要を公表するというのも規定していきたいと考えております。

次に、4、実施時期や回数ですが、実施回数は原則1回ですけれども、上記のaの対象に該当する場合は原則2回とする旨を規定したいということでございます。その実施時期としましては、例えば、構想段階であれば都市計画の決定や変更前、設計段階であれば実施設計の着手前を規定したいと考えているところでございます。これらの内容につきまして、景観プレ・アドバイスとしまして、条例等に位置づけていきたいと考えているところ

でございます。

続きまして、資料の2ページ目の右側のⅡです。景観資源の保全・活用に関わる条例改正についてご説明いたします。

現状、景観を特色づけている自然や建築物、工作物、生活習慣などを、良好な景観を形成する景観資源として、法律に基づく景観重要建造物、条例に基づく札幌景観資産という指定制度によりまして指定し、助成制度などにより運用を行っているということでございます。

新たな計画におきましては、このような取り組みについて、資料の中ほどにございますが、取り組みの基本的考え方を整理した上で、④（仮称）活用促進景観資源について位置付けております。この取り組みを有効に推進していくために、④（仮称）活用促進資源について下に書いておりますが、景観重要建造物等や札幌景観資産以外の景観資源について、これらを広く市民や事業者等が認識し、良好な景観形成に生かすために、一定の制限を受ける既往の指定制度ではなく、市民等に広く周知することを主眼に置いたゆるやかな景観資源の位置付け制度として、条例等へ位置付けたいと考えております。

具体的には、1、活用促進景観資源の登録としまして、活用促進景観資源の意義ですとか、括弧の中を読みますが、市民及び事業者からの推薦、景観審議会への報告、所有者等への通知、登録の解除などの登録に関する事項等について規定したいと考えてございます。

また、2、活用促進景観資源の周知についても規定していきたいと考えております。

3、景観重要建造物等への配慮としまして、現行の条例第42条に景観重要建造物、札幌景観資産との調和に配慮した良好な景観の形成に努めることということが規定されておりますが、それに活用促進景観資源を追加したいと考えております。

これらの内容を条例等に位置付けたいと考えているところでございます。

続きまして、資料の3ページ目をご覧ください。

Ⅲの地域ごとの景観まちづくりの推進に関わる条例改正ということでございます。現状、平成25年度から、ロープウェイ入口、西15丁目などの電停の周辺地区をモデル地区としまして、地域住民等と協働で魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取り組みを展開してきたところでございます。

この後、議事（3）でご報告いたしますが、ロープウェイ入口電停周辺地区では、平成27年度末に指針の案をつくりまして、確定させ、公表したところでございます。新たな計画では、このような取り組みについて下にございますが、取り組みの基本的考え方を整理した上で、⑤景観まちづくり指針等について位置付けております。

これらの取り組みを有効に推進していくため、こちらも下の⑤（仮称）景観まちづくり指針等について規定したいということでございます。景観まちづくり指針等については、市民、事業者等が関わりながら、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取り組みを推進するため、条例等へ位置づけたいと考えているところでございます。1、景観まちづくり指針及び景観まちづくり推進区域についてということでございますが、具体的に位置づ

ける内容としては、景観まちづくり指針の策定、対象区域である景観まちづくり推進区域の指定、地域住民等への周知、協議、景観審議会への意見聴取、景観まちづくり指針の告示等を規定したいと考えてございます。

ここで、景観まちづくり推進区域というものが出てまいりましたが、この景観まちづくり推進区域につきまして、既往の景観計画区域、景観計画重点区域などがありまして、わかりにくい部分もあるかと思っておりますので、既往の区域と比較しながらご説明したいと思っております。

3 ページ目の右側をご覧ください。

まず、中ほどにイメージ図がございます。このイメージ図の下から一番下が景観計画区域、真ん中が景観計画重点区域、一番上が景観まちづくり推進区域となっております。

右側に書いてございますが、景観計画区域と景観計画重点区域の下の2層につきましては、景観法、法律に基づき景観計画に定めるものとなっております。また、一番上の景観まちづくり推進区域につきましては、条例に基づく景観まちづくり指針に定めるものとなっております。

少し詳しく説明していきます。

まず、一番下の景観計画区域でございます。

景観計画区域は、景観形成の方針、景観形成基準、届出対象の行為などを景観法に基づいて景観計画や条例に定めているものになります。指定の区域は、札幌市の行政区域全域です。基準は、景観法に基づくもので、全市一律の基準です。届出はこちらも景観法に基づくもので、一定規模以上の物件が対象となっております。こちらの区域や基準等について変更などをする際は、景観計画等の変更手続が必要となっております。必要に応じて都市計画審議会への意見聴取や議会の議決などの手続が必要となるものでございます。

次に、真ん中あたりの赤で書いてございますが、景観計画重点区域でございます。こちらも景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為を景観法に基づいて景観計画や条例に定めているものになります。指定している区域については、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域で、都心の4地区を指定しております。

基準については、景観法に基づきまして、地域ごとの基準となっているということです。届出についても、景観法に基づくもので、全ての物件が対象となっております。

これら区域、基準等を新規に指定もしくは変更する場合は、景観計画等の変更手続が必要となっております。こちらもその必要に応じて都市計画審議会への意見聴取や議会の議決などの手続が必要となります。

最後に、一番上に紫色で書いてあります景観まちづくり推進区域でございます。

こちらは、景観形成の方針、景観形成基準、届出対象の行為などや、活動を条例に基づきまして景観まちづくり指針に定めるものでございます。指定の区域は、地域住民等と市が協議して策定した景観まちづくり指針の対象区域でございます。基準は、こちらは条例

に基づくものになりまして、地域ごとの基準ということです。届出についても、条例に基づくものになりまして、景観計画区域の届出対象行為より小さい規模の物件も対象にすることが可能となっております。

こちらの区域や基準等を新規指定もしくは変更などをする場合には、条例に基づく手続が必要となっておりますが、景観計画の変更や他の審議会への意見聴取などの手続は不要となるというものでございます。

以上をまとめますと、既往の景観計画区域、景観計画重点区域は法律、景観法に基づくものでございまして、法の担保等がある反面、一定の手続が必要なものでございます。また、景観まちづくり推進区域については、条例に基づくもので、手続が少ないなど、機動的、柔軟に取り組むことが可能なものとして考えているところでございます。

続きまして、ページの左側に戻りまして、2、景観まちづくり指針に定める事項についてでございます。景観形成に関する目標・方針、景観形成基準、届出対象行為、景観まちづくりに資する活動等を規定したいと考えております。

続きまして、3、景観まちづくり指針による届出についてということです。景観まちづくり指針で定めた届出対象に関する届出等を規定したいと考えております。

4、景観まちづくり推進区域内における景観形成基準との適合については、景観計画区域の景観形成基準に適合した上で、景観まちづくり指針の景観形成基準に適合するということを規定したいと考えております。

5、景観まちづくり団体につきましては、特定の地域における市民等の団体の登録について規定したいと考えてございまして、例えば登録した団体は区域内の届出について、市と情報共有することができるといった旨を規定していきたいと考えているところでございます。

これらの内容を条例等に位置づけたいと考えているところでございます。

以上、条例改正のポイント、方向性についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

かなり膨大な資料の中でご説明がございましたが、昨年の見直しの内容と連動しながらというものもございます。ご質問なりご意見なりがありましたら、ぜひお願いいたします。

○田中委員 条例の名前で、「都市」が抜けた理由についてお聞きしたいと思います。

○事務局（都市景観係長） 前期の景観審議会でもご意見をいただいた部分でもございますが、これまでは、都市景観条例ということで、我々の係の名称も都市景観係と申しますけれども、基本的には都市部の中で例えば大規模な建物の届出制度だとか、景観に関するそういった施策を主に都市部で取組をしてきたものでございます。

ただ、都市景観の言葉が指す意味としましては、何も都心部に限ったことではなく、郊外はもちろん山のほうも含めて、札幌の都市ということの景観を考えるという意味合いで使っていた部分もあるのですが、都市ではなく札幌市全体の景観をこれからちゃんと考え

ていくというような新たな計画の趣旨もございますので、あえて「都市」という言葉を今回とりたいと考えているということでございます。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○濱田会長 ありがとうございます。

これは景観計画の見直しのときに、その議論になりまして、特に西山副会長から、札幌の魅力は、これだけの大きな都市の近辺に豊かな自然があることだから、そこもきちんと含めて考えていくのが本来ではないかという意見もありまして、市でも、その方針をお認めいただいて、作業的にはなかなか大変だったのですが、その方向で進めていただいたので、それに連動して条例でも「都市」を外した格好になっております。

○石井委員 改正ポイントの方向性の中に、専門家の関与による協議制度、景観アドバイス制度というものがありますが、このアドバイスをする方、それから、専門家はどのような立場の方なのか、ちょっと教えてください。

○事務局（都市景観係長） 現時点では、都市景観審議会のもとに部会を設置したいと考えております。ベースとなるのは、審議会にいらっしゃる学識経験者の皆様をお願いしたいと考えております。また、状況に応じてといいますか、まだ未確定なので何とも申し上げられませんが、案件に応じてになるのかどうかということもあるのですけれども、例えば橋であれば土木関係の専門家の方もいたほうが良いという観点もあろうかと思っておりますので、審議会にいらっしゃる学識経験者に加えて、外部の学識経験者にも入っていただくということを現時点では想定しております。

○石井委員 過去も、そういうことが実施されていたのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） これまではやっていません。新しい条例等ができた後に始めたいというものです。

○石井委員 わかりました。

○濱田会長 多分、専門家とは誰なのかとか、どうやって選ぶかとか、検討すべきことはいろいろあろうかと思っております。これまでの議論の中で言えば、これまで事業主と建物に関わる担当者が一緒になりながら一生懸命考えてきましたが、それ以外の立場からの意見も含めて、より良い方向に導いていくという考え方を入れた計画になっているものですから、それを具体化するためには、まず、そこからやってみようということかと思っております。

そういう中で、成果も見ながら、もっとこういう分野も必要だということになってくれば必要に応じて加えていくことが可能であるということです。さらに言えば、制度自体の有効性なども検証しながらやっていかれることかと思っております。

○岡本委員 今のお話に関連して、部会でプレ・アドバイスをする際に、部会のメンバーが変わったりすると助言のさじ加減が変わるのかなというのが気になるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。加えて、同じプレ・アドバイスの助言等の内容を公表するということはとてもいいと思うのですが、この公表の仕方ですね。どういう目的での公表なのかを教えてくださいと思っています。僕が想像する中で言うと、協議の内容が公表さ

れていると、これからやろうとする人たちがそれを参考にして、こういうポイントを押さえるべきなのかというアーカイブ的に学習できるようなことを考えていると思うのですが、どういう意図での公表というお話だったかを聞かせていただければと思います。

○事務局（都市景観係長） 今、ご質問、ご意見いただいた件につきましては、まさにご審議いただきたい部分でございます。我々のほうでも、まだ案というか、固まっているものではございません。

一つ目のメンバーが変わるとさじ加減が変わるのではないかということは、そういう可能性はあると思います。一方で、先ほども申し上げましたが、学識経験者の皆様にも専門性がありかと思しますので、専門性で選ぶ部分と、バランスを考えてさじ加減が変わらないようにする部分ということで、これから本当に考えていかなければいけないと思っております。答えになっていませんが、申しわけありません。

○濱田会長 見直し内容になりました景観計画の趣旨に沿って、それが本当にそうになっているかという検証は審議会でもなされますし、市民からも厳しく見ていただきながら、そういうことのプロセスをきちんと公開していくことで可能になる道が開けるので、そういう方向でやりたいということだと思います。「いつの間にかこうなってしまった」とか、「どういうことでそうなったのか」わからないということにはならないようにして行こうということです。そういうやり方をすれば必ずしも万全だというわけではないのですが、まず、その検証をするためには、必要な情報を公開するなり、市民と情報を共有するなりということが必要なので、その方向で検討していきたいということだと思います。

そうですね。

○都市景観係長 ありがとうございます。2点目もそのとおりです。

○濱田会長 先ほど申し上げましたように、これまでの約4年間の議論の中で、今回は公募の方に入らせていただいておりますが、前回、私の記憶では、テレビ塔の色の塗り替えのときに、市民が気が付いたら、突然、ある色になっていたということになりかねないということで、さまざまな意見がありました。理想通りにはいかなかったのですが、市民との間できちんと意識を共有できるような手法でやるべきだということは事業者にも伝わったし、今後はそうあるべきですねというところまでは行きました。

そういう経過もあったものですから、これまでの見直しの中で、ある日、突然、結果だけが示されて、後戻りができないということにならないようなやり方にしていこうということです。それを受けて一步を踏み出して行こうということを決断された内容になっております。

ですから、市民の皆さんも専門家も含めながら、本当にこれでいいのかという議論と、そういう判断でこのようにやったけれども、その結果、どうだったのかということもきちんと見届けながら、同じ過ちを繰り返さない、更に言えば、岡本委員に言っていたように、そういういいやり方、考え方がるのであれば、私たちもそれに倣ってやっていきたいということになっていくと、より良い方向に行くということだと思います。

○沼田委員 景観計画区域の届出対象行為のところの工作物です。これは、大規模工事が伴う橋梁等については理解できるのですが、道路、橋梁を含んだ附帯構造物、灯火装置のカラーリングとかデザインといったものも当然対象になってくるような気がします。

今、橋梁点検等を5年に1度ということで行っていますが、その灯火装置についても、かなり腐食が激しく、維持管理が必要な部分が相当数あります。それらに対しても交換したほうが良いという時期が必ず出てくるので、そういった部分もこの中に入れられたらいいのではないかと思うのです。したがって、大規模構造物だけではなくて、道路の沿線にあるものとか、少なくとも行政に関わるもの、社会資本に関わるものについても対象とされたいかがかということです。

もう一点は、Ⅲの地域ごとの景観まちづくりの推進に関わるところで、札幌市では、ロープウェイ入口と西15丁目地区という重点地域ということで、モデル地域のように挙げられていて、その中で、地域の方々と意見交換しながら指針を策定しております。指針はそれで理解できるのですが、ここは、景観まちづくりの推進地域という点で、札幌市の都市計画上に公共施設と社会資本が具体的にどのように関わってくるのかということです。つまり、公共投資がそこになされていくのかということです。あるいは、指針をつくって今後、自分たちの周辺地域を良くするために地域住民がボランティア活動をするとか、そういったことも当然あると思うのですが、行政が、都市計画上、どのように関わってくるかというところが見えません。

先ほどの件につきましては、石井委員からお話があったものについては、今後いろいろと議論されていくものと理解しますが、業務として出される予定があるのでしょうか。つまり、根幹となる部分を我々委員だけで決めていいものなのかということです。もちろん、専門委員が関与していくというのは当然だと思いますが、一般的には公募でプレゼンして、その中で委員評価をしていき、それが特記仕様書に明記され、公開されていくという流れですね。一つの業務として出された場合、それを行政だけがやるのではなく、委員が関わり、条例についてのとっているかどうかというところを議論する方法もあると思います。

○濱田会長 今、ご提案があったことで、事務局でお答え頂ける部分がありましたらお願いいたします。

○事務局（都市景観係長） 今、3点ほどのご意見、ご質問をいただいたかと思えます。

まず一つ目の届出対象、工作物の関係です。工作物の関係ですが、まずは、橋梁に附帯している附属の構造物については、届出がなされる際に一体的に届出の中で基準に合っているかどうかを協議させていただき仕組みになっております。

そのほかの道路に附帯している照明などの設備については、現時点では対象になっておりません。それを対象にしてはどうかというご意見だと思います。一旦、景観計画区域全域における届出対象については、建築物もそうですが、まずは、大きくて目立つものについて基準をつくって押さえていこうという考え方で取り組んでおり、建物も戸建てなどは対象になっておりません。

今後の課題として、そういう小さいものについて考えていく必要があるとは思いますが、現時点では、例えば基準もゼロからつくらなければいけないということもありますので、今回の改正でそれを盛り込んでいくことはなかなか難しいと考えております。

1点目は以上でございます。

2点目の景観まちづくりの関係で、このエリアをモデルとして選んだことで、今後、公共投資がなされていくのか、もしくは都市計画的に何か行うのかというご質問だったと受けとめております。まず最初に、この場所を選んだときの経緯としては、近隣にロープウェイ入口地区で行けば藻岩山があつたりしまして、近隣に景観的な資源、もしくは観光的なものでもいいのですが、資源があるかどうかの一つです。もう一つは、交通の結節点といえますか、例えば西15丁目地区もロープウェイ入口地区もそうですが、路面電車と都市計画道路という都市計画で定める重要な道路が交差しているような場所になっています。そういうことで選んだというのが一つです。もう一つは、例えば西15丁目では街路工事の事業を行っていますが、そういった事業が見えている場所という三つのフィルターから考えまして、この二つの場所をモデルと選定したという経緯がございます。この後、地域の方々と議論が進んでいけば都市計画的な地区計画等を指定するということはあるかもしれませんが、指針をつくって区域を指定したからといって、新たに行政として公共投資をここにしていくというのではなくて、委員がおっしゃるとおり、周辺をよくするためにまずはみんなで話し合っ指針を作って、この条例を改正したことによって我々に建物を建てたりする際に届出を出さなければならなくなるということで担保を持たせていこうということ。あとは、みんなで何かいい取組をしていこうというものとして考えております。

○沼田委員 了解しました。

○事務局（都市景観係長） 三つ目です。プレ・アドバイスのものを業務として出すのか、委員を公募するののかということですが、業務という言葉としていろいろあると思ったのですが、我々行政的には業務として出すと言いますと、企業の方にお金を出してやっていただくということを業務と言うのですが、そういう委託業務を出す考えはあるのかどうかということもあるのでしょうか。

○沼田委員 はい。

○事務局（都市景観係長） 一旦、業務委託を受託した業者が公共性を持って助言を行うということでは、そういう仕組みを考えてはいなかったものになります。委員を公募するかしないかというのは、まさにこれから考えていかなければいけないところですが、いずれにしても、専門性を持った方に入っていただきたいと考えておりますので、その辺をどう考えて公募するかしないのかも含めて考えていかなければいけないと思っています。

○沼田委員 委員を公募するということではなくて、委託業務として発注するかどうかを伺っています。過去に相当の年数でこの冊子がつくられているのですが、それは業務委託がされたことはないのですか。内部だけでやっているのですか。

○事務局（都市景観係長） はい。

○沼田委員 それは、札幌市さんの方で行政が自前でやっているということですか。

○事務局（都市景観係長） 昨年度まで整理した景観計画の修正案については、データの整理とかアンケート、ワークショップを運営する作業というところは委託を出しておりますが、作り上げていくという作業については、基本的には我々内部の作業を行って作ったものになります。委託業務で業者の方に手伝っていただいたり、我々が直営で内部で作ったりというのは、物に応じて使い分けています。プレ・アドバイスについては、現時点では委託業務を出して助言をしてもらうということは想定していませんでした。

○濱田会長 質問の趣旨に沿った回答ということではよろいですか。

○沼田委員 はい。

○濱田会長 多分、先ほどの対象のお話も含めて、この制度で全てのことを扱うわけにはいかないと思います。一定のものをやりながら、それが一つのモデルなり、失敗した事例の教訓を活かしながら進んで行くということではないでしょうか……。

○沼田委員 私が言いたいのは、一市民として、これだけのものが出てくるというのが、ここの委員だけで作られているのかという発想をしたわけです。それはあり得ないだろうと思います。そうであれば誰かに委託するのかなと思います。

○濱田会長 委員の方々の意見をいただきながら、先ほど言いましたように事務局で大変なご苦勞をされてまとめられたものでございます。

○事務局（都市景観係長） そちらの指針につきましては、作ることも含めて、業者の方と一緒に作ってきたものになります。

○濱田会長 物によってという意味ではそういうことです。

○沼田委員 結局、そういうことなのです。私が言いたいのは、これは、誰かに委託しているところがあって、受託しているところがあるのではないかということです。そこが市民レベルで見えないということです。

○事務局（都市景観係長） 基本的に、業者の方に委託をすることは間々ありますが、丸投げで全部考えてくださいということはしておりませんで、我々のほうで意思を持ってこうではないかということで作っております。当然、アドバイスなどはいただきますが、その中で作っていくということで、作ったものに対して審議会にも意見を聞きますし、市民の方などと話をしながら作ったりします。ですから、委託業務を出したから第三者の視点が入ってもっと違うものになるということに必ずしもつながらないと我々は考えております。

○沼田委員 それは当然のことです。そうではなくて、委託をするときには必ず特記をつくるわけです。特記をつくるときに、行政が委員などの意見を聞きながらこの特記でいいかということ公開するわけです。その中で、ある条件があったところのコンサルがそういうところで手を挙げて、では、お手伝いさせてくださいと来るわけで、これだけの資料をつくるというのは、行政だけではできないものではないと私は踏んだのです。それが市民

レベルでは見えないのです。国の案件は公開されているわけですから、札幌市の場合もそうされているのかということです。主たるところは地域計画がやっつけられているということは理解できるのですが、単純に市民レベルからいくと、今までベールに隠されている部分があって、公開、非公開があるのかなど。単純に市民がそう思うのではないかということなので、少し工夫されてもよろしいのではないかというのが公募で出てきた者として考える意見です。

○濱田会長 若干補足させていただきますと、委託に関しては、そういう内容で委託しましたということは公開されておりますよね。それから、こういう計画になっていますということも公開します。市民に係る部分は市民意見の公募、パブリックコメントもされていますので、ベールに包まれているということではないように思います。ただ、それが多くの市民にとってわかりやすいのかどうか、これまで審議会の中でも特に八木委員からそういうご発言もあって、わかりやすく伝える工夫をもっとしていくべきということになっていたと理解しています。

過去にこういう経過が気になったので調べてみたけれども、どこにあたってみてもわからないというご経験が沼田委員の中ではおありになったということですか。

○沼田委員 特に、そういう目線が市民、国民レベルでは厳しいということであって、その辺を踏まえながらこの場の決定事項がホームページ上ではオープンにしているように見えるのですが、多くの市民がそれを本当に納得しているのかということです。やはり、ルールに従ってこういう手法で行くのだということをやまず出させていただきたく思います。これからは、その作業が始まるわけですから、委託するのか、委託しないのか、行政だけでやるのか、ここで議論をして案件をつくっていくのか。その部分が見えないということです。私の経験上、これだけの資料をつくるには、当然、委託しているのではないかと思います。

○濱田会長 今おっしゃっている資料というのは何のことですか。

○沼田委員 今まで、数々の資料をつくっていらっしゃるのですが、過去の修正案等々につきましても資料をつくられているものについては、行政だけでやる能力はあると思うのですが、マンパワー的にはとてもできるようなものではないと思います。ですから、市民は、それを一体誰がやるのだということになってくるのではないのでしょうか。

○濱田会長 一件一件のチェックは難しいのですが、私たちがお手伝いした業務計画、景観計画の見直しは審議会の中でも確認がありましたが、この部分のもの以外は事務局でおやりになりました。私がきちんと見ております。

○沼田委員 例えば、道路行政では、大学の先生方とコンセンサスを取りながら意見を聞いて、それをまとめていくというやり方を国では当然されています。ですから、その中に委員が入っていただくというのは別に問題はないと思うのです。とにかく、このことに関しては、札幌市民はどこまで理解しているのか、もちろん納得もちょっと不明だなということで、オープンにしているようで、ベールに隠れているところがあります。ですから、

最初に大義名分があっても、こういう方法でやるのだというところから入っていかないと市民は入っていけないのです。

○濱田会長 まさに、今日の議論が、こういう方法でやります、こういう考え方で条例の見直しをしていきますがどうでしょうかということがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 繰り返しのになってしまいますが、例えば3月末につくった景観計画では、一部、委託でお手伝いをさせていただいたということもありますし、我々としては、手伝っていただく部分、一緒にやる部分と我々がやる部分と両方あると考えております。沼田委員のご経験上、そういったことはないのかもしれませんが、我々としては、そのように考えた上で、プレ・アドバイスについては、一旦、この資料というか、我々の考えとしては業務委託で何か助言についての運営をしていただいたり、もしくは、それについてじかに助言をしていただくということを想定しているものではありません。ただ、審議の内容などについては、おっしゃるとおり、公表というか、もっと市民の方にわかりやすく伝えていかなければいけないと思っておりますので、どのように公表するかということも含めて今後検討していかなければいけないと思っております。

ただ、この助言を行う場についての我々のご提案といえますか、資料においては審議会のもとに部会を設置して有識者の方々に参加していただいて助言をいただきたいと考えているところでございます。

○濱田会長 それ自体も議論した上で、条例にどこまで反映するかということで、先に決まっているということではないですね。

○事務局（都市景観係長） そうです。

○濱田会長 そのプロセスも公開されてやっているということです。沼田委員の趣旨には沿っている内容かと思っているのですが、いかがでしょうか。

○沼田委員 私が言いたいのは、なぜこの時期に市民が入っているのかということです。もし委員会をやるのであれば、最初から市民を入れるべきではないかと思えます。なぜ、この修正案がもう佳境を迎えている、スケジュールまで出てきているときに我々が公募で選ばれていくのか。これが単純な市民レベルの目線です。

勘違いを起こさせないようにされるということは重要ですが、もう少し早い段階でそういったものを加えておけば誤解がなくいけたのではないかということです。

○事務局（都市景観係長） 計画を作るに当たりましては、アンケートとか、有志の方々に集まってお聞きいただきましてワークショップ、意見交換などをさせていただきながら市民の方々の意見をお聞きしてつくったと我々は考えております。今、たまたま条例の話をしておりますが、今後、具体的に、こういった地域でこのようなことをやりましょうとか、こういう景観資源についてこのようなことをやりましょうとか、具体的に始まることについて、それぞれ別個にアンケートとかワークショップをする手法もあるのですが、その他に、何か具体的な取組を始める際にご意見をいただきたいということで、このタイミングで公

募委員ということでご参加をお願いしたところでございます。

○沼田委員 それが後手になっているのではないかというのが普通の市民の目線です。

○石井委員 沼田委員がおっしゃることもよくわかりますが、もう過去は取り戻せないの
で、私はここの委員にさせていただいて本当に感謝していますが、この資料を拝見しまし
て、これはほとんどハードの面でしか語られていませんので、できればソフトの面ももう
少し突っ込んだものをつくっていただきたいと思います。

例えば、私の地域はマンションだらけなのですが、マンションにも緑を何パーセントか
入れなくてはいけないということでつくったのですが、結局、つくったマンションの小公
園でさえ、地域の人たち自体がもうぐちゃぐちゃにしているのです。そういうと
ころの厳しい条例をつくっていただきたいと私は思っています。建物の高さはもう何メー
トルでもいいと思うのですが、この広さを広くして、そこをもうちょっと有効に使えるよ
うに、企業に対してもアドバイスしてほしいと思います。そういう前向きな方向で考えて
いただきたいと思います。

ヨーロッパなどに行くと、本当にどの田舎もきれいですが、日本中、どこの田舎に行っ
ても余りすてきな田舎はなくて、最近、それでも少し改善されてきましたが、そういうソ
フトの面を札幌市でもう少し考えていただければと思って、私はこの委員に参画させてい
ただいてすごく感謝しています。

○濱田会長 そのあたりの試みとして、まちづくり指針が今回具体化されるということ
です。後ほどご説明があるかと思いますが、ただ、100%全てやれるものではありません。
ただ、前よりは良い方向に行こうということで行政としては踏み切られていますので、そ
れをうまくバックアップしながら、こういうやり方のほうが良いのだなという話でいけれ
ばと思います。

沼田委員の遅きに失したというご意見も貴重なものとお聞きしながら、今後、早い段階
からきちんと市民の委員に入っていただきながらやるとよりいいものになっていくとい
うことを積み重ねていけば、それが札幌市として普通のやり方になっていくと思います。遅
きに失したということは、もう十分に反省として受けとめながらも、前向きになるために
まずは踏み切ったということでご了解いただけないでしょうか。

ありがとうございます。

多分、今の石井委員のソフトの話も含めて、次の議論の景観まちづくり指針の内容をお
伝えすることで、より具体的なイメージを描いてもらえらると思いますし、意見もいただ
けると思います。それから、私は特に民間の立場ですが、さまざまな計画の中では全てを行政
だけでやってください、市民はただ指示を出して文句を言うだけということではございま
せん。事業者も専門家も市民もそれぞれが役割を担いながらやるべきことはやるというの
が基本だと思いますので、それをいかにうまくやっていくかというためにこの場があると
ご理解いただければと思います。これもやれ、あれもやれと行政に押しつける場でもない
し、全て市民にお願いしますということでもないです。いかに多様な立場で考えていくか

ということで、冒頭に申し上げたのはそこでございます。少しでもいい方向に行けるように議論できればと思います。先ほど申し上げました景観まちづくり指針の具体例をお示しいただきながら、特に公募委員の方々が危惧されているようなことが今後より良い方向に行ける可能性があるとするばどうしていけばいいかという議論をできればと思います。

3番目の議論の説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。

○岡本委員 1枚目に都市機能誘導区域内の話が出ていたのですが、昨日札幌市の別の方とお会いする機会がありました。今、パブコメをしているところだと思うのですが、建物を建築する際に広場などの公共的な空間を整備するとなった場合に、土地利用の規制を緩和するような仕組みについて、パブコメを打っているというお話がありました。その仕組みとの景観的な絡みについてどのように調整しているのか、できれば次回くらいにご紹介いただければと思います。

○濱田会長 そこは、当然、議論の対象になるところだと思います。次回以降、よろしくお願ひします。それから、新聞紙上では、既に言われている国のほうは宿泊施設に関しては容積を緩和するというすごく思い切った施策も検討されているようです。そういう部分と札幌の景観がどう関わっていくかということも気にしながら議論していく格好になるかと思ひます。

それは事務局で受けとめてください。

3番目の説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それでは、議事（3）ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針（案）について、報告させていただきます。

景観まちづくり担当係長の山本です。よろしくお願ひいたします。

このロープウェイ入口電停周辺地区での取り組みについてなのですが、先ほど山田のほうからも話がありましたが、路面電車のループ化をきっかけに、電車沿線の魅力づくりの一環としてこの地区をモデルに、平成25年度から地域の方々との意見交換をしながら取り組んできたものです。

また、このような地域ごとの景観まちづくりについては、景観計画の案の中でも、今後の取り組みの4本柱の一つとして推進していくということがしっかり位置づけられています。

なぜ案なのかというところですが、先ほど山田から説明がありましたように、今年度、条例改正ということで、その中で今は位置づけがないのですが、景観まちづくり指針というものを条例の中にしっかり位置づけていきますので、条例の内容が決まりましたら、この条例に基づいた手続を踏んだ後に案がとれて告示することになります。この手続の中で、景観審議会へも意見を聴取するというを入れたいと思っておりますので、実際に、今年度の3月もしくは次年度の頭ぐらいに正式に景観審議会へこの指針についての意見聴取を行おうと思っているのですが、実際に既に案ができておりますし、審議会に対しては丁寧に説明させていただきたいということもございまして、正式な意見聴取の事前に現在で

きている指針の案の内容を報告させていただきたいと思って、今回、報告案件として入れさせていただいたものになりますので、よろしくお願いいたします。

説明資料5、説明資料6になりますが、説明資料の6については、先ほどから話題になっている地域との意見交換をした後に地域の方々に周知という意味でつくっているニュースレターがあるのですが、それを参考につけています。第6回と第7回のニュースレターを参考につけていますが、これまでの地域との意見交換会の内容やアンケート、素案への意見募集の結果などを概略がわかるものということで参考につけていただいておりますので、大枠の説明については、資料5のロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針（案）のほうでさせていただきます。

資料5を1枚めくっていただきまして、目次になります。

指針の構成ですが、先ほど条例改正の中でも、こういうものを位置づけるということをお話させていただいたところですが、まず、目的、位置づけを書いた後に、対象区域、目標・方針、景観形成基準、届出に関する事、最後にこの指針の特徴であるみんなで取り組む景観まちづくり活動という構成になっております。

次のページに行っていただきまして、1ページ目です。

目的と位置づけということで、目的については概要としましては、ロープウェイ入口電停周辺地区は、藻岩山を背景に路面電車が走って、後背には落ちついた住宅地が広がっている一方で、藻岩山ロープウェイ山麓駅が立地するなど、藻岩山への主要な玄関口となっているということで、住宅地の側面と観光地の側面の二つの側面があるのが特徴だということですので。これらの特徴を生かして、より魅力的な景観の形成の推進を図るということを目的にしております。ページの下には、期待される効果ということで住環境の側面と観光的な側面で書かれておりまして、このような取り組みをすることで地域の皆さんにとっても来訪者にとっても地域の魅力が高まるようにしていきたいという思いをつづっております。

2ページ目の策定までの経緯と位置づけですが、策定までの経緯ということで、フローになっております。全部で地域の方々と7回の意見交換をさせていただいております。最初は平成26年3月からですが、この中で、先ほど議論にも上がりましたが、なるべく市と委託業者の中だけで決めてというブラックボックスの部分をどんどん無くしていくということもありまして、委託業者が意見交換会の運営などを手伝ってくれるということになっているのですが、そこで検討したことを随時7回刻みながら地域住民へ周知して、検討の過程を全部見せながらやっているものになります。ただ、来ていただける方が限られてくるところもありまして、1回に15名から30名ぐらいの方々が参加していただいているのですが、それだけだとこのエリア全部の方々の意見を丁寧に取り入れたということにはなかなかならないと思っております。

そこで、それを補完する意味で、この区域の中の一部の方々にアンケートを実施したり、また、地域の方々が重要だと思っている路線の沿線の事業者にこういう活動に協力

できますかということも含めましてヒアリングをしたり、指針の素案をつくった段階で、このエリアの方々にポスティングの形で全戸配布させていただきまして、一定期間設けて意見を募集するというも行っております。当然、これで全ての意見を取り入れたというところまでは至っていないかもしれませんが、今のところ、モデルの取り組みとしてできる限り意見を取り入れるということを考えまして、このようなことをさせていただいております。これを経まして、平成28年3月31日に指針（案）の内容を確定したことになります。

次の位置づけですが、指針については、地域住民と市がその内容を共有して、これからのロープウェイ電停周辺地区におけるまちづくりに生かしていくものとしておりまして、繰り返しになりますが、平成27年度末には一旦、指針（案）の内容を確定させているのですが、平成28年度中に新たな景観計画と条例に基づく指針として位置づけるということになっております。

3ページ目になります。

対象区域についてです。この指針の対象区域としては、今回、主に意見交換させていただいたのは、山鼻の第12、18町内会の二つの町内会の範囲になります。指針の対象区域については、仮称となっておりますが、条例には景観まちづくり推進区域という名前を位置づけたいと思っており、景観まちづくり推進区域の範囲としては、この二つの町内会の範囲としますということで、下の図でだと赤い点線の部分を景観まちづくり推進区域と考えております。もう一つは、地域の方々の意見交換の中で、景観上、ここの幹線道路の沿道は重要だよね、多くの人も歩く場所だから重要だねという場所がオレンジや黄色っぽくなっているところで、景観形成誘導区域としています。ここの区域の中については景観形成を積極的に誘導していきたいということで、届出制度とも連動しながらやっていける区域として、この指針オリジナルの区域設定として位置づけております。

4ページ目の目標・方針についてです。

目標につきましては、地域の方々の意見を踏まえながらつくっていったものになります。藻岩山を地域のシンボルとした景観まちづくりということで、路面電車が走るまちで、住む人も、訪れる人も魅力を感じる景観を保全・創出することを掲げさせていただいております。

5ページ目になります。

この目標を実現するための五つの方針を定めております。大枠でご説明しますと、一つ目は、藻岩山の豊かな自然を大切にしましょう。二つ目は、路面電車が走り、藻岩山の玄関口となる特性を生かしましょう。三つ目は、藻岩山には豊かな自然があるということを考えると、まちなかにもっと緑があってもいいのではないか、その山からのつながりを考えてもいいということで、緑がつながるということを重要視しましょうということです。四つ目ですが、札幌は長くても150年ぐらいの歴史ですが、その中でも特に山鼻については、屯田兵の村として山鼻村があったり、まちの成り立ちがいろいろあるところでして、

その成り立ちを尊重した景観まちづくりを目指しましょうというところです。五つ目はメインとなる幹線道路の沿道から一步入ったところでは、藻岩山を背景とした落ちつきのある住宅地が広がっていて、生活環境を守るということも重要視しましょうということで、この五つを掲げさせていただきます。

7ページに移ります。

目標方針を踏まえまして、当地区における景観形成の基準ということで、これは言い方がかたいと思うので、まちなみのデザインコードという違う名前をつけてみたらどうかというのがあるのですが、まだ検討段階です。少し親しみがあるような名前にしたいということで示しています。この基準については、基本的には、ここの地区内について、努力規定も含めて定めるものになります。特に建築行為とか庭をいじったり、何か行為をするときには、この指針を参照してくださいというものになります。

まずは大きい区域の景観まちづくり推進区域については、目標方針を地域住民等と共有して取り組みを段階的に進めていく区域として、景観形成を誘導するための基準ということで、どちらかという、努力規定に近いもので、語尾としては努めましょうという形で、届出が出ない範囲も含まれておりますので、努力規定について大きい考え方を共有するという意味でつくっております。景観形成誘導区域については、地域住民の方が大事だと言っている場所ですので、積極的にということで、札幌市にも一定規模を超える建築物の建築とか広告物の掲出した際に届出をしてもらいたいという場所として設定させていただこうと思っております。

なお、届出対象に該当しない建築物等についても、指針という性格上、この考えを尊重してやってくださいということもつけ加えております。

この地区の具体的な基準については次ページ以降になりますが、まず、8ページ目です。緑に関する事項ということで、方針にも緑がつながるとか、自然というのは大事だねという話がありましたが、構成としては、青い枠が大きい区域になります。景観まちづくり推進区域で、まず、全般として共通の事項としてやっていきたいと思います。この場合は、外構部分の緑化に努めましょうということで、とりあえず、どこに植えてもいいのですが、まずは緑をふやしたいという話がありましたので、努めるということですが、一旦、緑を植えてみましょうということを書いています。

ただ、次の景観形成誘導区域になったところに書いてあるのですが、①通りに接する部分は街路樹や隣地の植栽など、周辺の緑との連続性に配慮するなど、効果的な緑化を行いましょうということです。ただ緑を植えるのではなく、こちらの景観形成誘導区域については、質や効果的ということも踏まえて、連続性などにも配慮しながらやってくださいということです。この大事だと言われる区域は、店舗が立地している区域にもなりますので、店舗など多くの人が集まるような場所については、主要な出入り口のアプローチなどに花や緑による演出を行いましょうということを掲げております。

言い忘れましたが、まずは全市の基準を全部満たした上でこの基準を満たしてください

というつくりにしようと思っております、景観計画の中にもそういうことが書かれておりますので、一旦、重なる部分もあるかもしれませんが、全市の基準よりも少し突っ込んだことを書くことを意識して書いています。

9 ページ目です。

建築物等に関する事項ということで、まず、大きい区域、景観まちづくり推進区域についてですが、建築物の色等を選出するときは、地域のカラーパレットから選んでみましょうということですが、これによりがたい場合は、景観70色から設定しましょうと書かれています。地域のカラーパレットとは何だという話になるのですが、次の10ページの下に地域のカラーパレットを示してあります。今回、モデルの取り組みということで、少し試行的な取り組みをやってみたいというところもあり、札幌の景観70色をベースとして、この地域になじむ色を地域のカラーパレットとして作成しましたということです。

やり方としては、地域の皆様が感じてる地域のイメージの調査をしたり、現況のまち並みの写真などを分析したりして、SICSと書いてありますが、以前、この審議会の委員でもあり、現在は静岡文化芸術大学の名誉教授である宮内教授などが主宰している団体ですが、このSICSという団体に協力していただくという形で、そちらで分析した内容も踏まえまして、ここの地区に合うだろうと考えられる色を地域のカラーパレットとしてつくってみたというものになります。ほかの地区で展開していくときに、これを必ずやりなさいということにはならないのですが、地域の方もある程度の合意も得られたものですから、今回は試験的につくっております。

ここは青い区域ですので、基本は努力規定として、地域のカラーパレットから選ぶように努めなさいということになっております。

景観形成誘導区域、重要だと言われている沿線については、基本的には地域のカラーパレットから選出しましょうと言いかを変えております。ただ、これによりがたい場合については、景観70色から選定しましょうということにしております。

景観色の70色も、先ほど山田からも説明がありましたが、この届出自体、大規模な新築物を対象にしているものでして、70色についても、どちらかという大規模な建築物に対する色彩の基準という性格が強いものですから、指針で別に対象建物や行為についてもっと小さいものを対象にしたときに、必ず守るというものでもないと思うのですが、ある程度共通の色があってもいいでしょうというご意見もありましたので、今回、よりがたい場合は景観70色から選んでくださいということを書いております。

「また」とありますが、部分的にアクセントカラーを用いる場合は、特に地域のカラーパレットから選出しましょうという言い方に変えております。

二つ目ですが、ごみ置き場の話などが意見交換で結構出ていたものですから、周辺の歩道からごみが容易に望めないようにしましょうということで、当然、建物を設計するとき建物の中に取り込む、見えない場所に取り込むということもありますし、それができない場合は目立たない色にするようなことをしましょうということです。

三つ目、多くの人が集まるような店舗の1階部分などは、建築物の形状を工夫するなど、歩行者を引き込むような滞留空間を設けましょうということです。ここの沿道は、基本的には店舗なども多くあるものですから、ご意見としては、解説の絵にもあるのですが、例えば夏場限定になるかもしれませんが、滞留空間として店先にベンチを置くということなどができないかことでこの基準を設けております。このような場合は、開放的なデザインにしましょうということで、指針という性格上、絶対にこれだよと言えない部分も少しありますので、こう表現させていただいております。

11ページです。

夜間景観に関する事項です。夜間景観については、基本的にはここのエリアの中で大事だと言われている沿道についてメインで地域の方々の話がありましたので、ここは青い枠の景観まちづくり推進区域の基準はありません。緑の景観形成誘導区域内について、多くの人が歩くので、安全性などに配慮するということと、ここのエリアは、今、藻岩山が三大夜景の一つに選ばれたということで、夜に人が結構来るということもあり、歩くときにちょっと暗いのではないかという話がありました。そういうものを受けて、こういうことも少し指針の中に設けたらどうかということで、屋外照明を設けるようにしましよとか、演出しましよということを入れさせてもらっています。

次の12ページ目ですが、広告物についてです。ここが一番特徴的ですが、地域の方々は、広告物については結構な考えをお持ちでして、この区域内にけばけばしい看板などがあるという現状もありまして、あれを規制するべきだよねという話がありました。基本的に、青い全部の区域内では、極端に華美なものはやめるよう努めましょうという表現ですが、特に看板を出すのは人の目につくところなので、ここで言う景観形成誘導区域内が多いのですが、そこについては、藻岩山に配慮して調和するデザインにしましよとか、外壁の色彩や周囲の環境と調和しましよ、発光とか導光を伴うようなものはやめましよと、細かい基準を掲げさせてもらっています。基本的に、全市の届出の中では、看板だけを表出したときに景観係のほうに届出が来るということは、ごく一部を除いて、ないのですが、こういう指針をつくった場合で、地域の方々から意見があれば、盛り込めるということで、ここは少し新しい内容になります。

12ページ目については、なるべくわかりやすいものと心がけておりますので、事例を出させていただきまして、このようにやってみてはいかがでしょうかと話をさせてもらっています。

14ページ目です。

届出の手続きですが、届出については、全市で大規模なものの届出の行為が決められていますので、それは当然に満たした上で、それより小規模なものということで、今回、地域の方々と意見交換した内容としては、建築物については、高さ10メートルを超える建物の新築等をした場合、もしくは外観の過半にわたる色彩変更等をした場合については届出をしましよということにしております。広告物についても、10平方メートルを超える

屋外広告物を掲出する場合は届出をしましょうということになっております。

基本的に10メートル以下になると、普通の戸建て住宅についても対象になる可能性があるのですが、地域の方々がそこまで望んでいなかったのも、一旦は場所も重要な路線の沿道に限定していますので、10メートルを超える建物としております。

広告物の10平方メートルについては、屋外広告物条例で10平方メートルを超えた場合に申請が要ることになっていますので、それと合わせております。

16ページです。

最後に、みんなで取り組む景観まちづくり活動ということで、ここが一番のポイントです。やはり、指針をつくって、つくりっ放しで終わることが多いのですが、この意見交換の中で、継続的に地域が主体となって取り組んでいける活動についても位置づけていきたいと思いますということです。

いつ、どこで、何をやるという書き方はしませんが、地域の方々が主体的に取り組めることをここに書かせてもらっております。例えば、下の青い箱の中の3番です。冬ならではの景観づくりの中で、冬期間のイルミネーションの設置とか、5番のおもてなしの機運の醸成ということで、日本新3大夜景に選出されたことを受け、来訪者に向けた夜間景観の演出について、素案をつくった段階で地域の方からご意見がありました。郵政の研修所がこのエリア内にあるのですが、このグラウンドを冬場に活用して、ロープウェイで上がったときにロープウェイから見えるようにイルミネーションをグラウンドの中に設置することがありまして、そういうことをしていきたいということで、去年、試行的にやった取り組みがございまして、それを地域の方々と交えてやりたいという話もありましたので、あえてここに位置づけております。

今後、何かやれそうだなという取り組みを挙げております。

説明としては以上になります。

○濱田会長 ありがとうございます。

これまでの議論のつながりの部分もございまして、先ほど石井委員からお話があったソフトの部分も、また、私が若干皮肉交じりに「市民もやることはやらなきゃ！」と、申し上げたところなども含めて、みんなできちんとやっていく、普段からの心がけが美しい景観をつくっていくということを地域ぐるみで、みんなで目標を持ちながらやっていくための方向を指針として共有しようという試みが始まっているということかと思えます。

事務局からお話がありましたが、これはあくまでも案ですので、これからいろいろな方の意見も入りますし、条例との関係でもう少しこうしていこうということも出てくると思いますが、少しでも良い形に動いていくようなバックアップができればと思っております。

いかがでしょうか。

○早川委員 皆さん、初めまして。私は、小樽から参りました早川です。

小樽は坂道なので、札幌の景観を非常に興味深く聞かせていただきました。それから、この資料ですね。今までの景観に対する取り組みとか、やはり小樽とは違うなど感じまし

た。

読ませていただいて印象的だったのは、アンケートの中で、市民の人が冬の景観について高い評価をしています。自分の住んでいるところは、どちらかという冬は来ないでという感じなので、興味深く読ませていただきました。

それから、今まで私はお客さんのような形で札幌に来ていたのですが、最近、まちの中を歩いていると、路面店の魅力を感じます。9ページの③の人が集まる店舗の1階を魅力的にしましようというところが、意外と18丁目とかあっち側のほうに古い建物などを改修してつくっているお店があって、その形態はとても札幌らしいので、景観の中にファッションという項目を忍ばせていただきたいのです。北国のファッションというよりは、札幌のファッションということを景観の切り口とすると、市民も入りやすいのかなと感じました。

屋外広告物のことについては、小樽も観光地の乱れた広告ですごく頭を悩ませています。それは、経営者にもよると思うのですが、ここでは市民の方が自分のお店をとということなので、最後に説明していただいたまちづくり指針は、とても心に響いたというか、いいなと思いました。

○濱田会長 こういうことを通じて市民の関わりが見えてきたり、役所と連携するところが見えてきたりということですが、今、そういう方向に行きつつあるとご理解いただければと思います。

渡部委員、広告物ということで、看板のところについてお話があらうかと思えます。これまでやってこられたことなども踏まえて、ご意見をお願いします。

○渡部委員 景観には必ず広告物が付随していて、嫌われ者になっています。私も、広告物の仕事をしていて、いつも心苦しく思っているのですが、まず、広告物に関する事項というブルーの部分です。多色や華やかな色彩というのはもちろん大事なことです。これは広告を出す人とか広告物をつくる人に対しての意見だと思うのです。しかし、本当は、住んでいる人のために広告を出すわけですから、生活者のための広告ということを考えてときに、事業者とか広告主は、その生活する人たちのことをまず第一に考えた広告にしなければいけないと思うのです。

広告を出すときに、情報がとてもたくさんありますから、色々なことを書きたいということは非常によくわかるのですが、やはり、シンプルであることと、わかりやすく見やすいということが大事になってくると思うのです。それから、非常に興味を持ってもらうということです。赤がいけないとか派手な色がいけないということではなくて、使い方などの問題にもなってくると思うのですが、見る人に興味を持ってもらうということも非常に大事な要因だと思っています。

それから、広告を出す人がその地域に出すということは、地域の歴史とか生活環境などをきちんと調べた上で、そこに見合った広告を出すことが大事で、そうしないとそこに住んでいる人にも嫌われてしまって、そのお店に行きたくないわとか、ここに住みたく

ないわと思われてしまうわけですから、地域の人とともに資産価値を高めていくというか、その地域の価値を高めていく広告を出していくということも重要な要因ではないかと最近では考えています。

○濱田会長 ありがとうございます。

昨年までの議論の中でもその辺は出ております。

八木委員に伺います。メディアの立場から、例えばニューズレターのつくり方を含めて、取り組みを伝えるために配慮すべきことというあたりも含めてぜひお願いします。

○八木委員 私は資料として見なれているのですが、市民の皆さんに見ていただくという意味では、文字が多くてわかりづらいと思います。資料の流用ではなく、ニューズレターとしての新たな編集が必要です。

また、今回の指針については、住民の方々、あるいは店舗を構えられる方々への喚起という意味では、今までの議論もかなり入っていると思うのですが、観光という側面の話が入っていません。前年度もご一緒した委員はご存じだと思いますが、私の住まいはロープウェイ入口です。市電がループ化されまして、この停留場の乗り降りが非常に多くなってきているのですが、時々、藻岩山ロープウェイを間違った方向に行かれる観光客がいます。日本人、外国人を問わず、石山通のほうに行ってしまうのです。道を聞かれるケースもあれば、私が追いかけて行って止めるというケースもあります。確かにロープウェイの看板もありますし、4カ国語の表記もあるのですが、わかりづらい。中島公園、大通、すすきのという観光地については、降りたらすぐにわかるのですが、この停留所だけ、観光地でありながら、観光地がすぐに見えないからです。ロープウェイはどこにあるのかが降りた瞬間にわからないので、観光客の目線で言うと、そこからシャトルバスに行くまでの動線を、看板だけではなく、例えば電柱を全部一緒の色にして動線をつなぐとか、緑だけではなく、冬が1年の半分もあるので、更にわかりやすいものにしなければなりません。

そういう意味で言うと、何か派手なものをしなければいけないのかという議論になってくると思うのですが、市電沿線の中では珍しく観光客と住民が交差する駅なので、観光という視点をはっきりと取り入れていかれると、より完璧な指針になっていくかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

渡部委員のお話と重なったり相反したりというところもあるかと思いますが、どういうやり方がいいか。地域の資産価値を上げるといいますか、この指針の中でも、訪れる人にも、住んでいる人にもというところがあります。自分たちの環境を乱してまで観光客に来てもらわなくてもいいという方もいらっしゃると思います。そのあたりのことを議論しながらつくってこられたということで、まだ案ということですね。

○事務局(景観まちづくり担当係長) ロープウェイは振興公社で運営しているのですが、この取り組みをしている中で振興公社と話す機会がありまして、地域の方々からも、八木委員がおっしゃられたとおりで、ロープウェイまでがわかりづらいという意見が多数あります。その実情をロープウェイの運営会社である振興公社に伝えてあります。実は、振興

公社のほうも再認識して、動こうとしている部分があります。

指針に盛り込めるかどうかということはあるのですが、別の動きの中で取り組みとしては振興公社に伝わっていくというものがあまして、トータルの動きの中で何か反映できるものがあればと思っております。

○濱田会長　そういう中で、先ほど沼田委員がおっしゃっていたことと絡むと思いますが、振興公社がロープウェイのお客さんをなるべくわかりやすくという意味で、渡部委員がおっしゃったように派手なものを出してということでは困るということもあります。そういうことも含めながら、どういうバランスで指針として共有できるかという議論をしっかりとやっていっていただきたいということですね。

○斉藤委員　ランドスケープの立場からこれについて申し上げます。

この目標を見ても、緑、緑という感じですが、こういう事項についても例として出されていますので、わかりやすいと思います。市民、事業者のやることははっきり書いてある。でも、この指針は、市民と事業者と札幌市が共有してというところで、札幌市は何なのかと思うわけです。多分、都市計画部だけではないと思うのです。

緑で言うと、住宅地の緑、公共空間あるいは道路の緑を管轄しているのは別な部局なわけですね。土木センターですね。その人たちがここにちゃんと入ってこなければだめです。先ほどおっしゃっていたソフトの部分だと思うのですが、そういうところの人たちは、声の大きいクレームが来て、緑をつくりましようと言っているながら、自分のところの目の前の街路樹が陰になる、落ち葉がひどいから切れと、それに即対応してしまったりするのです。せざるを得ない局面があるからだと思うのですが、そこら辺で一つ基準をつくるということではないけれども、話し合う場というのか、この地区については、そういう問題が起きたときに、即、それぞれの部局で小さな場面で対応するのではなく、ここでみんな考えましょう、戻りましょう、そういう話をできる場がちゃんとあるということが大事です。

それは、地域計画課が持っていないといけないと思うのですが、どうもそれが見えてこない。この指針の中にそれをにじませておく必要があつて、多分、このことは、中央区の土木センターの方は誰も知らないと思うのです。

○濱田会長　ちょっと補足をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長）　14ページを見ていただければと思います。一番最後にその他というものがあまして、要は、公共事業的なものがこのエリア内で行われた場合、この指針を踏まえるものとするを書いてあります。この裏にあるのは、ここの地区を選んだときに、例えば道路事業が入るとか、前に情報をつかんで、あえて変わる要素があるからこそ、この地区を選んでいる部分があります。当然、その前にこの指針があるということを担当部局に伝えさせてもらっています。話もさせてもらって、広告物の話もそうですが、これは区の土木センターで看板の届出を受けているのですが、それも、この指針でこういうものを設けさせてもらって、そちらに申請が出てきたときに、こっちにも届出をしないとだめだよと言ってもらおうと思っています。

○齊藤委員 届出とか、ある意味でバリアがあるところはいいけれども、日常の公園の緑の管理とか、清掃とか、雪の問題とかいろいろありますね。それは、担当者にしてみれば市民のためということで、なるべくサービスしたい気持ちにはなるのです。そこら辺で、一旦立ちどまってどこかに言わなければならないと意識してもらって、行政も様々な部局の担当がこれについて連携してより良い地域づくりを目指しますというところがにじみ出てこなければいけないと思います。

○濱田会長 それも含めてモデル的にやっていく、結果、そういうことで良い方向に行けたということの積み重ねだと思うのです。多分、当初に申し上げましたように、あることの判断を限られたところでやってしまわないで、色々な視点から見る、長期的にも見るということで行くべきだと思っています。先ほどの緑がつながるといふことか、街路樹をどう考えるのか、樹種の選び方から、剪定の仕方から、住民の方々にも様々なご意見があるだろうと思います。それを担当部局と専門家だけで決めるのではなく、住民も入って、どうあるべきかという議論をしながらやっていくということが始まりつつあるのですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） この指針でつなぐようにしたいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

奈良委員、住宅の設計などに関わっていらっしゃる中で様々なことが出てくるかと思いますが、いかがでしょうか。

○奈良委員 11ページの夜間景観のところですが、①で屋外照明を設けるようにしようということは良いのですが、緑は、一度植えるとずっと緑で、落葉したり、また生えたりします。ただ、照明は、設置してもスイッチを入れないとつかないのです。ですから、設置しようというのではなくて、設置してそれを点灯しましょうと。

実は、住宅地の夜間照明の調査をしたことがあるのですが、おもしろいのは、ある道路はみんなつけているけれども、ちょっと一本行くとこっちは誰もつけていないのです。みんなつけているからうちもつけよう、誰もつけていないからうちもつけなくていいよという声が何となく聞こえてくるような傾向があるのです。特に、こういう地域に関しては、夜、何時ぐらいまでなのかわからないですが、設置することとスイッチを入れることが連動しないと明るくならないです。ただし、難しくなっているのは、節電とか電気代をどうということと相反する部分になるので、上手な言葉を使って夜の道を、特にこういう地域だから明るくしましょうと。

例えば、大体9時ぐらいまでなのかわかりませんが、今、小学生が平気で夜の9時に塾から帰ってきます。そういうことを考えると、9時がいいのか10時がいいのか、時間を指定するののかもわかりませんが、そういう観点で夜間の景観をアドバイスしていく、住んでいる方々に伝えていくというのは、結構大変なことだけれども、すごく重要で、良いことではないかと思っています。

○濱田会長 少し補足させていただくと、今、照明がそうだったのですが、緑も一緒に植えっ放しだと、数年後にははびこり過ぎたり、枯れたり衰えたりということがあります。

照明だけではなくて、そういったハードだけではなくて、緑もきちんと手をかけていって、慈しんで育てていくという考え方が地域に浸透することが大事だと思います。

たまたま、照明で言えば、あるまちで、私が実際に関わってルールをつくったことがございます。そのうちに、それは各戸が負担すべきものなのか、公共でやるものなのかという議論とか、何時から何時ではなくて、暗くなったら自然につくようにする、今日は天気がいいから点灯が遅くということはどうなのか、さらに言えば、照明には、防犯の意味と演出の意味などもあります。私が関わったところでは、逆に消すという日を決めたのです。最近、都市が明る過ぎて天の川が見えないという話がありますけれども、明るくすることばかりではなく、暗くすることで演出効果が上がるということで、足元だけ照らして他は消すということをやっている例もあります。そういうことも含めて議論できる場が必要だということだと思います。

片山委員、どうぞ。

○片山委員 景観まちづくり推進区域というのは、誰がどう決めるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 基本的には、指針の作成の過程では、要は今回、モデル地区で入ってきたのが、たまたま町内会単位でお話をさせていただくとやりやすいということがありまして、一旦、こちらからお声かけさせてもらって、電停周辺の二つの町内会ということでターゲットを絞っています。そこでお話をさせてもらったので、今回はその二つの町内会の区域ということで設定しております。

○片山委員 今回、制度を見直すときに一番重要なのは、今までは制限の制度だったのを未来に向かってつくる制度にするということだと思います。そういったときに、行政も主体の一人ですが、ビルとか大規模な集合住宅を建てる事業者もそうですし、あとは市民一人一人とか、三つぐらい主体があると思うのです。

景観まちづくり推進というところは、本当に市民一人一人というところが大事になってくると思うのですが、日々の活動が行く行く地域を大きく動かす何かにつながるという動機のデザインがあるといいなと思ひまして、結局、景観まちづくり推進地域が行政によって決められて、このような誘導が行われると、その矢印は、結局、行政からの指導という認識を持たれやすいです。

ですから、こういうことをやっている、活用景観何とか促進資源という新しいものに登録されて、行く行くは景観まちづくり推進区域にも指定されるかもしれないという逆の矢印みたいなものがどこかにあるといいと思います。かなりドラスティックな改革になるのですが、何か自分の日々の活動が大きなまちの景観をつくれるということがあるといいなと思ひました。

○濱田会長 そこは、担当課でも意識されていて、市民と景観の間をより近づける意味でこういう取り組みをしてみましようということで始まっておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

西山副会長からも一言お願ひします。

○西山副会長 今日、新しいメンバーで始まったので、非常に重要なご指摘がたくさんありました。

景観法というのは、もともとの国の法律が「枠組み法」であって、国からはどうしろ、こうしろと言わず、自治体、地域が決めなさいという組み立てになっています。景観法という最終的には財産権とも争えるような法律をちゃんとつくって、これまでは自治体が条例でしかできなかった景観づくりを国が法律でバックアップしてあげましょうというとても大きな法律であるにもかかわらず、国はほとんど何も言わないのです。枠組みだけをつくって、中身についてはその地域、地域で、自分たちで考えてくださいと国は言っています。でも、それは当たり前のことで、景観は、地域々々によってそれぞれに全然違うわけですから、地域の個性や特性を自分たちで見出していくことが景観づくりの基本中の基本です。国が日本のまちだから日本じゅうの建築を和風にしましょうとか、ビルはモダンなガラス張りにしましょうと言いだしたら、とんでもない話になります。どこかの国ではあり得るかもかもしれないですがね。

そういう意味で、我々は、枠組みしか与えられていないものを数年間、議論して、札幌市が使いこなす道具だてとしての枠組みをやっと決めたところであって、中身はまだ何もやっていないのです。沼田委員もおっしゃったように、この枠組みそのものが本当にわかりにくいとか、本当にこれでいいのかというのであれば、過去のことと言わずに、ちゃんと新鮮な目で見えて、おかしいものはおかしいと言っていた方がいいと思うのです。それをやらないと、我々は大変なものを引きずってやっていくことになってしまいます。

ただ、私の一つの意見として、そのときに言えばよかったかもしれませんが、高さ三十何メートルのものは制限しても、道路にはもっとたくさん並んで実際には景観をものすごく支配する街灯のようなものがあり、これらを誘導しなければならぬのではとおっしゃいました。景観をちゃんと考えるのであればそうしたことが必要でしょうというのは、市民感覚として当たり前のことだと思うのです。ただ、札幌市全域にかけている届出基準にそれを入れてしまうと、事務局はパンクしてしまいます。もし、ここにはこういう街灯を立てるべきであるということが言える地域があるのであれば、そこに促進区域をかけてやっていくという道具だてになっているのです。

ですから、我々が一生懸命議論してつくった枠組みがどのようなものなのかということ、こういう具体的な議論を通じてお互いに理解していかないと、我々はこの景観計画をいつまでも使いこなせないし、わからないままに行くということになるということが、今日は少し見えたと思いました。

理想的には、まさに片山委員がおっしゃったように、私も思っていたのですが、結果としては二つの町内会を括る形で促進区域をかけたということだと思います。このようなことが住民発案で、本当は札幌市中がモザイク状に促進区域に指定されるような状況、つまりうちの地区はどうなのだ、うちはどうなのだと言いつつ、みんなが自分のところを景観まちづくりの促進区域にしたいくなるようなムーブメントになっていけば、事務局は

大変になるでしょうけれども、それが本当の景観まちづくりになるのではないかと思います。だからこそ、そこに立つ（建つ）べき様々な建築や工作物について、市域全体の届出基準では引っかからないようなものでも、その地区ではこだわりの必要が出てきます。そうすれば、それに行政も付き合わざるを得なくなり、十分に協議をした上で、「この地区のらしさを示すためにはこういう街灯にしましょう」という話にもなってくると思います。

そういう意味では、札幌市は、今のところ、「私たちの地区の景観の特性はこういうことである」という議論が余りなされていない部分が多いと思うのです。

1年ぐらい前にこの審議会では私が発言したのは、フランスのパリに行ったら、まち全体が魅力的とも言えるけれども、地区、地区に個性があるからおもしろいのです。その地区、地区が競い合っているから、結果として全体が魅力的に見えるわけです。やはり、その地区、地区が競い合えるような仕組みを、今回、景観計画の中で用意したということで、それを使う第1号がロープウェイ入口電停周辺地区ということなのです。

そういう意味では、景観プレ・アドバイス制度もそうだと思うのです。専門家だけではなく、ここにいる委員が景観計画のコンセプトと枠組み、方法論を最初に深く理解して、プランを申請してきた人たちと一生懸命議論するということです。我々は景観計画の趣旨とかコンセプトをその人たちに一生懸命説明するし、相手は自分でつくりたいもののコンセプトを説明して、お互い十分に議論し合うということが大事だと思います。さじ加減というお言葉を最初のころに使われましたが、許可するとか、承認するということだと基準が曖昧になるという不安に駆られますが、そもそも我々がこのコンセプトを一番理解して、一般市民や事業者、つまり届出者に対して説明しなければいけないのです。だから、基本的には審議委員のメンバーがプレ・アドバイスというか、それをやる時にまず最初に関わるべきと考えます。ただ、どうしても専門性が足りなくて判断できない場合は、土木系や建築系、造園系の専門家の人に入ってもらったりするという仕組みだと思うのです。

いずれにしても、今日はそういうことが議論を通じて少し理解していただけたと思うのですが、まだまだ新しい委員の方々には難しいところがいっぱいあるでしょうから、事務局で、今日の議論を踏まえて改めて説明して頂き、それでもやはりおかしいなというところが、逆に新鮮な目で見ただけに出てくる可能性がありますので、それは恐れずにこの審議会の俎上にちゃんとのせていただきたいと思います。

○濱田会長 「（案）」となっているのは、そういうことだと思います。

○西山副会長 もう一つ、この前も言ったのですが、景観形成誘導区域ですか。何でこんな長い名前なのかがよくわかりません。景観形成区域ではだめなのか。本当に言いたいことを表している言葉だろうかということも、新鮮な目で見ただけでいいと思います。その辺は、本当に申しわけないですが、新しく加わっていただいた委員の方々には、最初の数カ月はお時間とご苦労をかけるかもしれませんが、それを指摘していただけたらと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

○岡本委員 モデル地区でこういうのをつくられたのはわかりますし、すごくいいと思うのですが、知ってもらって、これに該当する形で動きたいというものを、発意と書いていますが、その発意につながらないと意味がないと思うのです。

実際に、藻岩のロープウェイのあたりは、風致地区の2種か3種がかかっていると思うのです。緑の植え方についても、風致地区制度でサポートするところもあるでしょうし、それプラス、景観形成、まち並みデザインで補完していくというのもあると思うのです。

ただ、私は学生のころから研究しているのですが、風致地区の種別化は十四、五年前にされて、1種類から4種類に細かくなりました。昨年、調査したところ、自分は第何種の土地に住んでいるのか知らないという回答が8割方なのです。

ですから、仕組みを用意するのはすごくいいのですが、使われないとか、知られていないとか、仕組みを用意して満足みたいな市の動きはすごく嫌な感じなので、仕組みを用意して、それをちゃんと使ってもらえるところまでやらなければいけないです。仕組みができましたというだけでは、実が伴わないと思うので、その部分も積極的に考えていかなければいけないと思います。

最後に、僕のごみステーションの研究もしていて、ごみステーションの話が出ていたのはすごくうれしいのです。ただ、表現が「建築物に附帯するもの」ということですが、みんな自分の敷地にごみ置き場を置きたくないので、道路の片隅に追いやっています。「うちのところに建築物に附帯するごみ置き場はないから、そのままがいい」みたいな話になるのではないかとすごく気になっています。みんなで使っているものなので、ごみ置き場は建築物もしくは敷地内に設置するのを大前提としつつも、目をつぶって公道に置いてあるのが実態ですから、もう少し実態を絡めた感じで正しく表現していただいたほうが、私たちのこととして認識しやすくなると思いますし、取り組みやすくなるのではないかと一市民としても思います。

○濱田会長 先ほど石井委員がおっしゃっていましたが、ハードだけではなく、ごみステーションだけではなく、出すルールとかマナーも関係あるのです。その辺も含めて考えていければと思います。

もう一方で、小さなまちでやっていて感じることは、札幌との違いになりますが、大枠からルールがきて、それを守りましょうというやり方と、ルールがなくてもちゃんとしているところがあるのです。実は、その両面そろうことが必要です。

私がおつき合いしている黒松内町は、カラスがとても少ないのです。なぜかという、ごみについてきちんとしたルールが守られているからです。それは、ごみに関するルールがちゃんと決まっているだけではなく、住民の方が普段から、公共空間にゴミを捨てないし、何か落ちていたらすぐ拾うということをやっているらしいです。

そこと連動して、まさに西山副会長がおっしゃる景観に関する価値観とか文化も含めてやっていくということですね。ルールがあるからそうなっているのではなく、そういうことを大事に思う人たちが住んでいるからこのまちは美しい景観が保たれているのだというの

が本来ではないかと思えます。その価値観をみんなで共有するためにルールがあるということだと思えます。ルールをつくらないとできませんということではないと私は強く思っております。

ただ、ルールは必要なのです。そのためにもこの条例に基づいた幅広い議論をしていきたいと思っておりますので、次回以降もまた活発なご議論をよろしく申し上げます。

○沼田委員 ロープウェイ地域は、私も住んでいたもので、よく知っているところです。私が住んでいて町内活動をしていたときに、やはり、この地域は健常者ばかりではないのです。ですから、この間もプレでお話をしたのですが、健常者にとっての視覚的な景観ばかりではなくて、複合的ないろいろな要素が入ることで、地域のよさを感じるのだと思うのです。

したがって、健常者ではない方にも優しい、それはデザインの問題もあるでしょう。ユニバーサルデザインとか、観光客の問題とか、その標語が見えれば、そこにまさにマッチするような、弱者にも優しいモデル地域ということを是非とも計画の中に盛り込んでいただければと思います。

また、札幌市は雪が大変多く、1年の3分の1は雪に閉ざされております。雪の景観ということの視点では、モデル地域として相応しい地域ではないかと思えますので、そういったところも地域のご意見を聞かれたらいかがでしょうか。

○濱田会長 ありがとうございます。

実は、前半でおっしゃった部分は、ユニバーサルデザインの協議会の方々が定山溪の地区を一斉点検しながら提案されております。それから、ユニバーサルツーリズムの事務局が札幌駅の中にできましたので、ご不自由な方が札幌に観光に来られたときに対応できるシステムは、今、少しずつ試みが始まっているところです。たまたま私の知り合いも関わっているものですから情報が入ったのですが、札幌市民の方々にユニバーサルデザインが伝わり切れていないということもありますが、さまざまな場面でトライしている状況かと思えます。

それでは、大変長くなりましたけれども、活発なご議論、深い議論もしていただいたと思えますので、これで事務局にお返ししたいと思います。

6. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、ホームページで公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の審議会は、8月ごろを予定しております。日程調整など、改めてご案内を差し上げたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回札幌市都市景観審議会を終了いたし

ます。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成28年度第1回札幌市都市景観審議会出席者

委員（12名出席）

岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
早川 陽子	(一社)北海道建築士会 情報委員会 委員長 (早川陽子設計室 主宰)
八木由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民